

# 1. 設置及び計画の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況(表1)

平成17年6月1日現在において、児童福祉法第25条の2に規定する「要保護児童対策地域協議会」(以下「協議会」という。)を設置済である市町村は、全国2,399市町村の4.6%にあたる111か所であった。

市町村別の設置済の割合は、市・区6.8%、町4.2%、村1.2%、指定都市7.1%となっている。なお、市・区のうち、人口30万以上が13.0%で最も高かった。

協議会の設置を計画中の市町村は36.2%にあたる868か所であり、設置済と計画中を併せた全市町村の40.8%にあたる979か所で協議会の整備が進められている。

表1 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(平成17年6月1日現在)

	市区町村	協議会設置済		協議会設置予定						協議会設置していない		合計			
		数	%	数	%	17年度		18年度		19年度以降		数	%	数	%
全 体	2,399	111	4.6	868	36.2	691	28.8	164	6.8	13	0.5	1,420	59.2	2,399	100.0
都道府県	市・区 (30万以上)	69	13.0	33	47.8	23	33.3	10	14.5	0	0.0	27	39.1	69	100.0
	市・区 (10万～30万未満)	185	5.9	114	61.6	82	44.3	28	15.1	4	2.2	60	32.4	185	100.0
	市・区 (10万未満)	495	6.3	241	48.7	199	40.2	41	8.3	1	0.2	223	45.1	495	100.0
	町	1,304	4.2	407	31.2	328	25.2	72	5.5	7	0.5	842	64.6	1,304	100.0
	村	332	1.2	67	20.2	57	17.2	9	2.7	1	0.3	261	78.6	332	100.0
指 定 都 市	14	7.1	6	42.9	2	14.3	4	28.6	0	0.0	7	50.0	14	100.0	

(2) 児童虐待防止ネットワークの設置状況(表2)

平成17年6月1日現在において、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済である市町村は、全国2,399市町村の46.4%にあたる1,113か所であった。

市町村別の設置済の割合は、市・区67.2%、町40.3%、村21.4%、指定都市92.9%となっている。

ネットワークを設置予定であるのは、8.8%にあたる210市町村であった。

(3) 協議会又はネットワーク設置状況(表2、図1)

全市町村の51.0%にあたる1,224か所で協議会又はネットワークを設置済であり、全国の約半数で協議会又はネットワークが設置されている。

一方、協議会又はネットワークの設置・設置予定のない市町村は30.6%にあたる734か所であった。

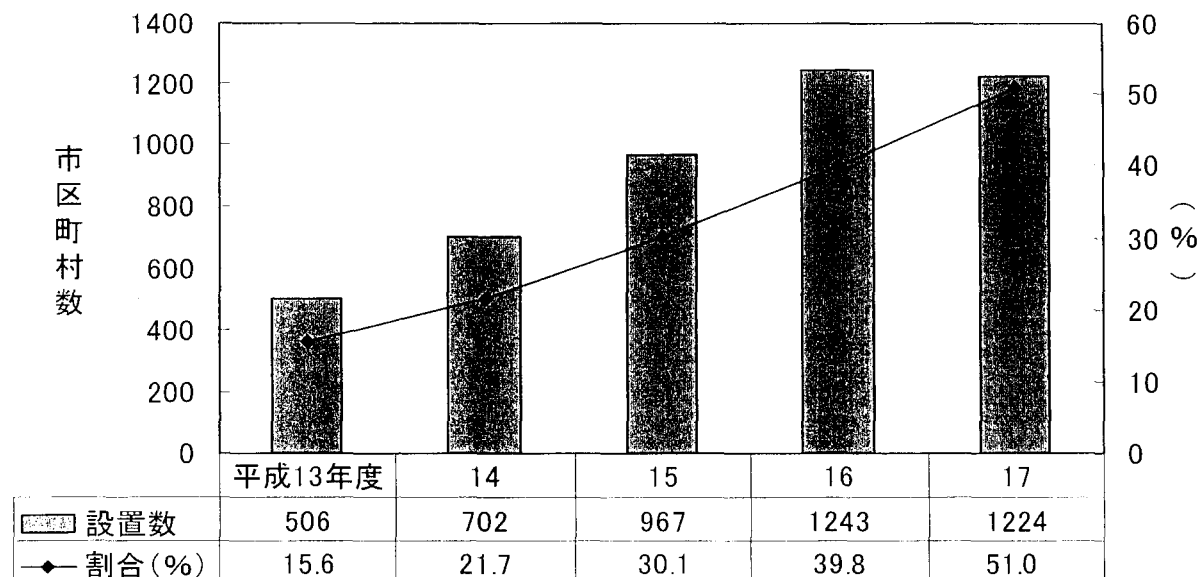
平成13年度以降の協議会又はネットワークを設置済である市町村の数及び割合は図1のとおりであり、設置済の割合は増加している。

表2 児童虐待防止ネットワーク等の設置状況

(平成17年6月1日現在)

	市区町村	協議会設置済		協議会設置																		
				予定・設置していない		ネットワーク設置済		ネットワーク設置予定		17年度						ネットワークを設置していない		うち、協議会設置予定		うち、協議会未設置		
										17年度	18年度	19年度以降	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%			
全 体	2,399	111	4.6	2,288	95.4	1,113	46.4	210	8.8	185	7.7	18	0.8	7	0.3	965	40.2	231	9.6	734	30.6	
都道府県	市・区(30万以上)	69	9	13.0	60	87.0	58	84.1	1	1.4	1	1.4	0	0.0	0	0.0	1	1.4	0	0.0	1	1.4
	市・区(10万～30万未満)	185	11	5.9	174	94.1	152	82.2	11	5.9	9	4.9	0	0.0	2	1.1	11	5.9	8	4.3	3	1.6
	市・区(10万未満)	495	31	6.3	464	93.7	293	59.2	54	10.9	48	9.7	5	1.0	1	0.2	117	23.6	60	12.1	57	11.5
	町	1,304	55	4.2	1,249	95.8	526	40.3	115	8.8	99	7.6	12	0.9	4	0.3	608	46.6	136	10.4	472	36.2
	村	332	4	1.2	328	98.8	71	21.4	29	8.7	28	8.4	1	0.3	0	0.0	228	68.7	27	8.1	201	60.5
指 定 都 市	14	1	7.1	13	92.9	13	92.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	

図1 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置数及び割合\*  
(平成13年度～平成16年度)



\* 同時期の全国の市区町村数に占める割合。

注) 各年の6月現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、17年については協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(4) 都道府県ごとの協議会又はネットワーク設置状況(表3、図2)

協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で13.3%、最高で100%となっている。

全体では、20%未満が4県(8.5%)、20～40%未満が16府県(34.0%)、40～60%未満が10県(21.3%)、60～80%未満が7都県(14.9%)、80～100%が10道府県(21.3%)となっている。

表3 要保護児童地域対策協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況(都道府県別)

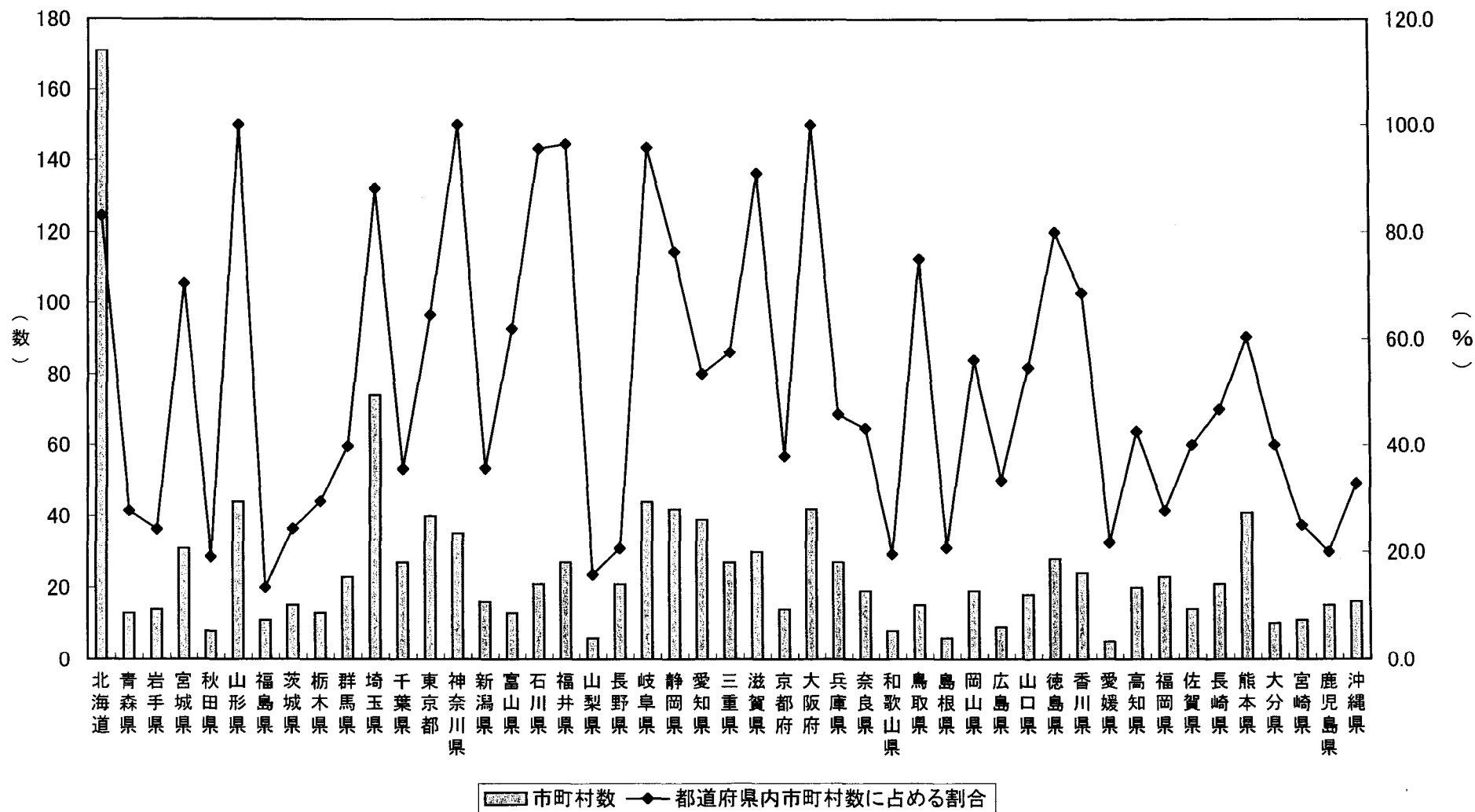
(平成17年6月1日現在)

都道府県名	市区町村数	協議会設置済		協議会設置予定		協議会設置していない		ネットワーク設置済		ネットワーク設置予定		ネットワーク設置していない		うち、協議会設置予定		うち、協議会未設置		(再掲) 協議会又はネットワーク設置済み	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
北海道	206	22	10.7	97	47.1	87	42.2	149	72.3	4	1.9	31	15.0	11	5.3	20	9.7	171	83.0
青森県	47	0	0.0	27	57.4	20	42.6	13	27.7	1	2.1	33	70.2	17	36.2	16	34.0	13	27.7
岩手県	58	0	0.0	25	43.1	33	56.9	14	24.1	2	3.4	42	72.4	15	25.9	27	46.6	14	24.1
宮城県	44	1	2.3	16	36.4	27	61.4	30	68.2	6	13.6	7	15.9	3	6.8	4	9.1	31	70.5
秋田県	42	0	0.0	6	14.3	36	85.7	8	19.0	1	2.4	33	78.6	4	9.5	29	69.0	8	19.0
山形県	44	0	0.0	23	52.3	21	47.7	44	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	44	100.0
福島県	83	0	0.0	19	22.9	64	77.1	11	13.3	6	7.2	66	79.5	14	16.9	52	62.7	11	13.3
茨城県	62	2	3.2	28	45.2	32	51.6	13	21.0	5	8.1	42	67.7	12	19.4	30	48.4	15	24.2
栃木県	44	0	0.0	19	43.2	25	56.8	13	29.5	0	0.0	31	70.5	10	22.7	21	47.7	13	29.5
群馬県	58	0	0.0	9	15.5	49	84.5	23	39.7	4	6.9	31	53.4	6	10.3	25	43.1	23	39.7
埼玉県	84	1	1.2	36	42.9	47	56.0	73	86.9	0	0.0	10	11.9	2	2.4	8	9.5	74	88.1
千葉県	76	1	1.3	20	26.3	55	72.4	26	34.2	17	22.4	32	42.1	7	9.2	25	32.9	27	35.5
東京都	62	4	6.5	29	46.8	29	46.8	36	58.1	8	12.9	14	22.6	2	3.2	12	19.4	40	64.5
神奈川県	35	11	31.4	18	51.4	6	17.1	24	68.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	35	100.0
新潟県	45	0	0.0	17	37.8	28	62.2	16	35.6	5	11.1	24	53.3	3	6.7	21	46.7	16	35.6
富山県	21	3	14.3	3	14.3	15	71.4	10	47.6	1	4.8	7	33.3	0	0.0	7	33.3	13	61.9
石川県	22	2	9.1	16	72.7	4	18.2	19	86.4	0	0.0	1	4.5	1	4.5	0	0.0	21	95.5
福井県	28	1	3.6	1	3.6	26	92.9	26	92.9	1	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	96.4
山梨県	38	4	10.5	24	63.2	10	26.3	2	5.3	23	60.5	9	23.7	2	5.3	7	18.4	6	15.8
長野県	102	2	2.0	25	24.5	75	73.5	19	18.6	18	17.6	63	61.8	3	2.9	60	58.8	21	20.6
岐阜県	46	2	4.3	37	80.4	7	15.2	42	91.3	0	0.0	2	4.3	1	2.2	1	2.2	44	95.7
静岡県	55	1	1.8	12	21.8	42	76.4	41	74.5	3	5.5	10	18.2	1	1.8	9	16.4	42	76.4
愛知県	73	5	6.8	32	43.8	36	49.3	34	46.6	5	6.8	29	39.7	7	9.6	22	30.1	39	53.4
三重県	47	3	6.4	10	21.3	34	72.3	24	51.1	9	19.1	11	23.4	2	4.3	9	19.1	27	57.4
滋賀県	33	1	3.0	9	27.3	23	69.7	29	87.9	0	0.0	3	9.1	3	9.1	0	0.0	30	90.9
京都府	37	1	2.7	4	10.8	32	86.5	13	35.1	1	2.7	22	59.5	1	2.7	21	56.8	14	37.8
大阪府	42	4	9.5	30	71.4	8	19.0	38	90.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	42	100.0
兵庫県	59	3	5.1	40	67.8	16	27.1	24	40.7	3	5.1	29	49.2	18	30.5	11	18.6	27	45.8
奈良県	44	5	11.4	4	9.1	35	79.5	14	31.8	5	11.4	20	45.5	2	4.5	18	40.9	19	43.2
和歌山県	41	3	7.3	12	29.3	26	63.4	5	12.2	11	26.8	22	53.7	0	0.0	22	53.7	8	19.5
鳥取県	20	0	0.0	13	65.0	7	35.0	15	75.0	5	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	75.0
島根県	29	0	0.0	11	37.9	18	62.1	6	20.7	5	17.2	18	62.1	5	17.2	13	44.8	6	20.7
岡山県	34	3	8.8	11	32.4	20	58.8	16	47.1	4	11.8	11	32.4	2	5.9	9	26.5	19	55.9
広島県	27	1	3.7	12	44.4	14	51.9	8	29.6	3	11.1	15	55.6	7	25.9	8	29.6	9	33.3
山口県	33	0	0.0	9	27.3	24	72.7	18	54.5	0	0.0	15	45.5	1	3.0	14	42.4	18	54.5
徳島県	35	4	11.4	15	42.9	16	45.7	24	68.6	0	0.0	7	20.0	6	17.1	1	2.9	28	80.0
香川県	35	3	8.6	3	8.6	29	82.9	21	60.0	1	2.9	10	28.6	0	0.0	10	28.6	24	68.6
愛媛県	23	1	4.3	14	60.9	8	34.8	4	17.4	4	17.4	14	60.9	11	47.8	3	13.0	5	21.7
高知県	47	1	2.1	8	17.0	38	80.9	19	40.4	3	6.4	24	51.1	0	0.0	24	51.1	20	42.6
福岡県	83	5	6.0	18	21.7	60	72.3	18	21.7	9	10.8	51	61.4	11	13.3	40	48.2	23	27.7
佐賀県	35	1	2.9	10	28.6	24	68.6	13	37.1	5	14.3	16	45.7	8	22.9	8	22.9	14	40.0
長崎県	45	3	6.7	7	15.6	35	77.8	18	40.0	7	15.6	17	37.8	0	0.0	17	37.8	21	46.7
熊本県	68	1	1.5	33	48.5	34	50.0	40	58.8	14	20.6	13	19.1	4	5.9	9	13.2	41	60.3
大分県	25	2	8.0	11	44.0	12	48.0	8	32.0	1	4.0	14	56.0	6	24.0	8	32.0	10	40.0
宮崎県	44	0	0.0	6	13.6	38	86.4	11	25.0	5	11.4	28	63.6	4	9.1	24	54.5	11	25.0
鹿児島県	75	3	4.0	18	24.0	54	72.0	12	16.0	1	1.3	59	78.7	13	17.3	46	61.3	15	20.0
沖縄県	49	0	0.0	15	30.6	34	69.4	16	32.7	4	8.2	29	59.2	6	12.2	23	46.9	16	32.7
合計	2,385	110	4.6	862	36.1	1,413	59.2	1,100	46.1	210	8.8	965	40.5	231	9.7	734	30.8	1,210	50.7

※ 指定都市は除く。

図2 都道府県別要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワーク設置済の数及び割合

(平成17年6月1日現在 指定都市は除く)



## 2. 設置していない理由

### (1) 協議会を設置していない理由(表4)

協議会を設置していない市町村について、その理由を調査したところ、「市町村合併があった又は予定がある」が、647か所(45.6%)で最も多かった。

設置していない理由として次に多かったのは、「人材確保が困難」で、このうち、「調整機関のコーディネーターの人員確保が困難」としたところが509か所(35.8%)、「地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難」としたところが460か所(32.4%)となっている。

「その他」の中では、ネットワークで対応が可能、ネットワークを設置予定、設置を協議中、が多かった。

表4 要保護児童対策地域協議会を設置していない理由《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

	協議会 を設置 してい ない	予算確保 が困難		人材確保が困難						設置、運営 の手法が わからな い		市町村合 併(予定)		虐待問題 がない、優 先順位が 低い		関係機 関の協 力が得 られな い		各機関の 通常業務 で対応可 能		子育て支 援ネット ワーク等 で対応可 能		虐待防止 ネットワ ークがあ るが手続 が困難		その他		
				調整機関 の人材		協議会の リーダー		その他																		
				数	%	数	%	数	%																	数
全 体	1,420	354	24.9	509	35.8	460	32.4	46	3.2	283	19.9	647	45.6	263	18.5	17	1.2	460	32.4	258	18.2	113	8.0	155	10.9	
都道府県	市・区(30万以上)	27	2	7.4	9	33.3	6	22.2	1	3.7	4	14.8	5	18.5	0	0.0	2	7.4	8	29.6	5	18.5	5	18.5	9	33.3
	市・区(10万～30万未満)	60	11	18.3	13	21.7	12	20.0	2	3.3	8	13.3	11	18.3	1	1.7	0	0.0	18	30.0	10	16.7	15	25.0	21	35.0
	市・区(10万未満)	223	48	21.5	65	29.1	55	24.7	10	4.5	40	17.9	71	31.8	11	4.9	2	0.9	81	36.3	60	26.9	34	15.2	39	17.5
	町	842	209	24.8	310	36.8	285	33.8	25	3.0	165	19.6	449	53.3	162	19.2	10	1.2	258	30.6	148	17.6	52	6.2	65	7.7
	村	261	84	32.2	112	42.9	102	39.1	7	2.7	66	25.3	110	42.1	89	34.1	3	1.1	94	36.0	34	13.0	5	1.9	17	6.5
指 定 都 市	7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0	1	14.3	1	14.3	2	28.6	4	57.1	

(2) ネットワークを設置していない理由(表5)

ネットワークを設置していない理由については、「市町村合併があった又は予定がある」が最も多く、398か所(41.2%)となっている。

設置していない理由として次に多かったのは、「人材確保が困難」で、このうち「事務局等の連絡調整を行う人員確保が困難」としたところが291か所(30.2%)、「虐待防止ネットワークのリーダー的役割を担う人材確保が困難」としたところが277か所(28.7%)となっている。

「その他」の中では、ネットワーク以外の既存の連絡会議で対応が可能、が多かった。

表5 虐待防止ネットワークを設置していない理由《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

	ネットワーク を設置 してい ない	予算確保が 困難		人材確保が困難						設置、運営 の手法がわ からない		市町村合併 (予定)		虐待問題が ない、優先順 位が低い		関係機関 の協力が 得られな い		各機関の通 常業務で対 応可能		子育て支援 ネットワー ク等に対 応可能		その他		
				事務局等の 人材		ネットワ ークの リーダー		その他																
				数	%	数	%	数	%															数
全 体	965	202	20.9	291	30.2	277	28.7	17	1.8	142	14.7	398	41.2	196	20.3	9	0.9	285	29.5	100	10.4	47	4.9	
都道府県	市・区(30万以上)	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
	市・区(10万~30万未満)	11	1	9.1	3	27.3	2	18.2	0	0.0	0	0.0	3	27.3	1	9.1	0	0.0	2	18.2	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万未満)	117	17	14.5	23	19.7	17	14.5	1	0.9	16	13.7	30	25.6	4	3.4	1	0.9	27	23.1	10	8.5	12	10.3
	町	608	131	21.5	184	30.3	176	28.9	15	2.5	86	14.1	281	46.2	106	17.4	4	0.7	164	27.0	63	10.4	30	4.9
	村	228	53	23.2	81	35.5	82	36.0	1	0.4	40	17.5	84	36.8	85	37.3	4	1.8	92	40.4	27	11.8	4	1.8
指 定 都 市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(参考)平成16年度*	1,574	395	25.1	510	32.4	472	30.0	-	-	297	18.9	941	59.8	387	24.6	69	4.4	563	35.8	-	-	-	-	

\*：平成16年度の結果は、児童虐待防止ネットワークの設置状況に関する調査であり、今回の調査と一概に比較できない。(以下同じ。)